

「桶川市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）の概要について

I. 計画の趣旨

- 新型インフルエンザ等特別措置法（特措法）に基づき、新型インフルエンザ等新たな感染症危機発生時に、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるよう基本方針や発生時期に応じた具体的な対策・行動を示す計画

2. 本市行動計画の経緯

- 平成 21 年 10 月 「桶川市新型インフルエンザ対策行動計画」策定
- 平成 25 年 4 月 「新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）」施行
- 平成 25 年 6 月 「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」策定
- 平成 26 年 1 月 「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画」策定
- 平成 26 年 12 月 「桶川市新型インフルエンザ等対策行動計画」として改定

3. 今回の改定の経緯

- 令和元年に発生した新型コロナウイルス感染症対応への経験等を踏まえ、令和 6 年 7 月に「政府行動計画」が約 10 年ぶりに抜本的に改定され、令和 7 年 1 月には「埼玉県行動計画」が改定された。
→ 特措法第 8 条第 1 項により、政府及び県の行動計画を踏まえ、市行動計画を改定する。

【計画に基づく対策の目的】

1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくし、医療提供体制への負担を軽減
- ・患者数等が医療提供体制の能力を超えないようにし、治療が必要な患者が医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死者数を減らす。等

2 市民生活および市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替を円滑に実施 等

4. 市行動計画の主な変更点

	現 行	改 定(案)
対象とする感染症	病原性の高い新型インフルエンザ等	新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等だけでなく、その他幅広い呼吸器感染症
時期区分	「未発生期、海外発生期、国内発生期、県内発生早期、県内発生拡大期、小康期」の6期	「準備期、初動期、対応期」の3期
対策項目	6項目 ① 実施体制 ② 情報収集・提供・共有 ③ 予防・まん延防止 ④ 予防接種 ⑤ 医療 ⑥ 市民生活・経済の安定	7項目 ① 実施体制 ② 情報提供・共有・リスクコミュニケーション ③ まん延防止 ④ ワクチン ⑤ 保健 ⑥ 物資 ⑦ 市民生活及び市民経済の安定の確保

5. 市行動計画の構成

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画 (P4~6)

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針 (P7~24)

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目及び横断的視点

第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組

第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組 (P25~68)

第1章 実施体制 (P25~32) 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション (P33~39)

第3章 まん延防止 (P40~42) 第4章 ワクチン (P43~55) 第5章 保健 (P56~59)

第6章 物資 (P60~62) 第7章 市民生活及び市民経済の安定の確保 (P63~68)

資料編 (P69~71)

用語集 (P72~76)

6. 各対策項目の主な取り組み

① 実施体制		
準備期	初動期	対応期
<p>(1) 実践的な訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国及び県行動計画の内容を踏まえた実践的な訓練の実施 <p>(2) 市行動計画等の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ市行動計画を変更する際には、有識者会議を開催 <p>(3) 関係団体との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平時から情報共有、連携体制を構築 	<p>(1) 新型インフルエンザ等の発生確認の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が政府対策本部や県が県対策本部を設置した場合、必要に応じて市対策本部を設置 <p>(2) 迅速な対策に必要な予算確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の財政支援を有効に活用 	<p>(1) 職員の派遣・応援の要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、県に対して事務の代行要請や近隣市や県に対して応援を要請 <p>(2) 必要な財政上の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の財政支援を有効に活用 <p>(3) 市対策本部の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言がなされた場合、直ぐに市対策本部を設置 <p>(4) 市対策本部の廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態解除宣言がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止
② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション		
準備期	初動期～対応期	
<p>(1) 感染対策等の情報提供・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスク、手洗い等の基本的な感染対策等について、保育施設、学校、高齢者施設、障害者施設等広く市民に対して丁寧に情報提供・共有 ・高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等へ配慮した媒体や方法を整理 <p>(2) 偏見・差別、偽・誤情報の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染者やその家族、所属機関、医療従事者、特定の年齢層や社会的背景を持つ人達等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴う得ること等を周知 <p>(3) 双方向のコミュニケーションの体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国からの要請を受け、コールセンター等の設置準備 	<p>(1) 感染対策等の情報提供・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備期を踏まえ、あらゆる情報媒体を活用 ・市民の行動変容等に資する啓発・メッセージを発信 ・情報等を集約、総覧できるウェブサイトの立ち上げ <p>(2) 偏見・差別、偽・誤情報の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、正確な情報を発信 <p>(3) 双方向のコミュニケーションの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国や県が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民等への周知、Q&Aの公表、市民向けのコールセンター等の設置 ・相談体制の継続 <p>(4) 感染症対策の見直しに伴う説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対応期においては、不要不急の外出自粛等、早期の感染拡大防止に必要な対策を科学的根拠に基づき説明 ・感染拡大防止措置等の見直しについて、高齢者や子ども等に配慮し、分かりやすく説明 ・平時の移行に伴う医療提供体制や感染対策の見直し等について、丁寧に情報提供 	

③ まん延防止		
準備期	初動期	対応期
<p>(1)市民等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民に対して基本的な感染対策の啓発 有事の対応等について平時から市民の理解促進 	<p>(1)国内でのまん延防止対策の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> 国からの要請を受け、業務継続計画に基づく対応の準備 	<p>(1)国内でのまん延防止対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> マスク、手洗い等の基本的な感染対策等について市民に要請 施設等の使用制限 学級閉鎖・休校等
④ ワクチン		
準備期	初動期	対応期
<p>(1)ワクチン接種の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> 予防接種に必要な資材の確保方法等の確認 <p>(2)ワクチンの供給体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定 <p>(3)接種体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 医師会等の関係者と連携し、必要人員、会場、資材等を含めた接種体制を想定 <p>(4)予防接種に関する情報提供・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> 予防接種について、被接種者やその保護者等にわかりやすい情報提供 予防接種健康被害救済制度の周知 <p>(5)DX の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 国が示す予防接種関係のシステムの整備 スマートフォン等を活用した接種勧奨 	<p>(1)接種体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 医師会や医療機関等の協力を得ながら、接種会場や医療従事者等の確保等 接種会場で接種が困難な者が接種を受けられるよう、県、医師会等の関係機関と連携 	<p>(1)ワクチンや資材の供給</p> <ul style="list-style-type: none"> ワクチンの割り当て調整 <p>(2)接種体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員、医療従事者等に対する特定接種 接種状況を踏まえ、接種会場の追加の検討 <p>(3)健康被害救済</p> <ul style="list-style-type: none"> 予防接種健康被害救済制度申請の受付及び相談等への対応 <p>(4)予防接種に係る情報提供・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施する予防接種の接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等の情報と併せて国からの提供・共有された予防接種に関する情報を市民に周知・共有 市民からの基本的な相談への対応

⑤ 保健				
準備期	初動期～対応期			
<p>(1)人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国や県の研修等を積極的に活用 <p>(2)多様な主体との連携体制構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平時から県、消防機関等の関係機関、医療関係団体と意見交換や必要な調整等を行い、連携を強化 <p>(3)情報提供・共有体制を整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症有事の際に、速やかに市民へ情報提供・共有できる体制構築の準備 				
⑥ 物資				
準備期	初動期～対応期			
<p>(1)感染症対策物資等の備蓄等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄し、備蓄状況を確認 				
⑦ 市民生活及び市民経済の安定の確保				
準備期	初動期	対応期		
<p>(1)情報共有体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との情報共有体制を整備 <p>(2)支援の実施に係る仕組みの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等発生時の支援金給付等について DX を推進して仕組みを整備 <p>(3)物資及び資材の備蓄</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策物資等、食料品及び生活必需品等の備蓄 <p>(4)要配慮者への支援準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県と連携し、要配慮者への生活支援等を事前に規定 <p>(5)火葬体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火葬の適切な実施の調整 				
<p>(1)事業継続に向けた準備の要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各事業者に感染拡大防止策の準備の呼びかけ <p>(2)生活物資等の安定供給に関する市民及び事業者への呼び掛け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な消費行動の呼びかけ <p>(3)遺体の火葬・安置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の要請を受け、一時的に遺体を安置できる施設の確保の準備 				
<p>(1)心身への影響に関する施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮した施策の実施 <p>(2)生活支援を要する者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者等に必要な支援の実施 <p>(3)教育及び学びの継続に関する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止策等により学校の使用制限や長期休業等があった場合、必要な支援の実施 <p>(4)生活関連物資等の価格の安定等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、関係業界団体等に生活関連物資等の供給の確保や便乗値上げ防止の要請 ・必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実 				